

顧問及び相談役委嘱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会定款第 17 条の規程に基づき、顧問及び相談役の委嘱について、必要な事項を定めるものとする。

(顧問)

第 2 条 顧問は、協会会員以外の学識経験者の中から必要に応じて委嘱するものとする。

(相談役)

第 3 条 相談役の委嘱は、次の者について行うことができる。

- (1) 会長を経験し理事を退任した者
- (2) 副会長を経験し、かつ理事を 5 年以上経験し理事を退任した者
- (3) 理事を 10 年以上経験し理事を退任した者

(任期)

第 4 条 顧問の任期は、1 期 2 年とし、再任を妨げない。

2 相談役の任期は、1 期 2 年とし、2 期を限度とする。

(処遇等)

第 5 条 顧問及び相談役の処遇等は、次のとおりとする。

- (1) 顧問及び相談役は、協会役員待遇とする。
- (2) 顧問及び相談役には、社団法人大阪府警備業協会の主催する儀式等への招待及び刊行物の贈呈を行う。
- (3) 顧問及び相談役は、役員会議に出席しない。ただし、会長が必要と認める場合は、出席を要請することができる。

(委任)

第 6 条 この規程に定めのない事項については、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の適用始期は、社団法人大阪府警備業協会の発足時（昭和 59 年 6 月 8 日）からとする。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。